

広報

あいお

'80

12・1

No. 204

発行!!!!秋穂町役場



禅光院

秋穂中学校東側にある真言宗寺院で、山号は靈宝山。本尊は阿弥陀如来。

明治維新までは菩提寺と称していたが、寺社整理で善城寺に合併されていったん廃寺となった。そこで明治2年(1869)に防府多々良の国分寺塔中にあった禪光院を引寺して旧寺を復興した。禪光院初代密道法印の尽力による。

菩提寺の開山、開基は不詳であるが、正八幡宮二ノ鳥居建立のとき宮司職であった宥重法印はこの寺の住職で、それより5代目の天教俊雄法印を中興の祖とする。境内觀音堂前の大きな奉経塔はこの法印が元文5年(1740)に建立したものであり、その弟子に円城比丘があった。圓城比丘の供養塔は農高分校東側にある。

今月の主な内容

- 2・3ページ 11月5日付けで待望の町民憲章が制定。町表彰に赤瀬さんら13人
- 4・5ページ みんなの健康
- 6・7ページ 公民館だより
- 8・9ページ 郷土小史。工業統計調査、エネルギー消費構造統計調査にご協力を
- 10・11ページ 夜間救急病院群輪番表。保育園園児および東幼稚園園児の募集
- 12ページ お知らせ

11月10日付で待望の町民憲章が制定

第2回 定例町議会で

秋穂町に住むものとしてお互いの連帯意識を高め、触れ合いのある、より明るい、より住みよい明日の町づくりを目指すための心のよりどころとする町民憲章をつくるために、去る五月十七日に町民憲章制定推進協議会が発足し、町民皆さんがたに憲章についてのご理解とご参加をいたくための運動をすすめできました。その間、アンケート調査を行い、役員会および起草委員会を数回にわたり開き、慎重に審議検討を重ねてきました。

そして、八月十二日に総会を開催して文案決定に至るまでの経過が詳細に報告され、文案採択が行われ全員一致で承認されました。その翌日この文案を町民憲章として制定されるよう、藤田町長に対しても江会長、山下副会長が陳情いたしました。そして十一月の町議会第二回定例会で承認されて待望の町民憲章が制定されました。

この町制施行四十周年の意義ある年に、町民皆さんの一人一人が思いを新たに秋穂町の自然と歴史を踏まえて、現在を「いかにあるべきか」「何をなすべきか」という共通の目標、すなわち町民憲章を掲げ、秋穂町の特性を踏まえ、物心両面において豊かさに満ちた、地域社会創造を夢に描きながら町民みんなが心を一つにし、お互に協力し合いながら深い人間性に根ざす、着実で自主的な行動が明日から実践されることを念願し、秋穂町民憲章を次のとおり発表します。

秋穂町民憲章

わたくしたちは、住みよい町秋穂を守り育てるために、つぎのことを行ないます。

- 一、自然を愛し、環境をととのえ、うつくしい町秋穂をつくります。
- 一、スポーツに親しみ、体力を高め、すこやかな町秋穂をつくります。
- 一、笑顔であそび、だれにも親切にし、あたたかい町秋穂をつくります。
- 一、仕事に励み、むだをなくし、ゆたかな町秋穂をつくります。
- 一、文化遺産を受けつぎ、若々力を育て、のびゆく町秋穂をつくります。

おめでとうございます

町表彰に赤瀬さんら13人



喜びの受賞者の皆さん

秋穂町表彰規則に基づく受賞者に、赤瀬純一さんら十三人が選ばれました。表彰式は十一月三日文化の日に、町制施行四十周年記念式典の中で行われ、次のかたがたへ、町長から表彰状と記念品が贈られました。

(敬称略)

- 教育文化功労者 春穂一民
- 社会事業功労者 赤瀬純一・相山清作・徳光クマ・吉川半輔
- 厚生功労者 佐波素一

有富正直・小野忠介
大塚健介・山中基次

■産業功労者

岡村末男・福江廣登・先青江生
岡村末男・福江廣登・先青江生

■自治功労者

（敬称略）
多額の現金は、家におかない
ようにしましょう。

◎万一一被害にかかったときは、
現場はそのままにすぐ一一〇番し

人間は生まれながらにして人間らしく生きて行く権利を、だれもが等しく持っています。この権利を「人権」といい、日本国憲法もこれを保障しています。

しかし、毎日の生活を営んでい

くうえで、これは人権問題ではな

いだろうかと感じたり、法律上ど

きもいらず、秘密も守られます。

お互いに人権尊重を

人権週間 12月4日～10日

人権の相談は人権擁護委員へ
人間は生まれながらにして人間らしく生きて行く権利を、だれもが等しく持っています。この権利を「人権」といい、日本国憲法もこれを保障しています。

このようないときには人権擁護委員の山下茂登氏（中津江）または宮原勝恵氏（中条）へご相談ください。

相談は無料で、むずかしい手続

また山口地方法務局人権擁護課
(山口市黄金町二一一九、電話二二二二九五) でも相談に応じています。

人権週間12月4日から
法務省では、ことしも十二月四日から十日までを「人権週間」に定め、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけています。これを機会に人権尊重の意識をより高め、明るく楽しい社会をつくるよう、お互いに努力しましょう。

防犯・無事故で明るい年末年始

年末年始は忙しさが増し、人の気持ちもあわただしくなり、その気持ちの「スキ」をねらって犯罪や交通事故が起ころりやすくなっています。次のことに十分注意し、交通事故・被害にあわないようにいたしましょう。

空き巣ねらいを防ぐために
戸には必ずカギをかけましょう。
◎ちょっとの留守でも近所に声をかけ、頼んでおきましょう。
◎お出かけの際は、カギを持つて出るか置き場所を考えましょう。

スリ・ひったくり・サギの防止
◎財布やハンドバックは、しっかり身につけて持ちましょう。
◎人混みの中で身体を押されてしまふときは、特に注意しましょう。

◎必要以外の多額の現金は、持ち歩かないようにしましょう。
◎おますぎる話を持ちかけられたときは、すぐに飛びつかないで、話に裏がないかを確かめましょう。

◎被害にかかったと気づいたときは、すぐに一一〇番で警察に通報しましょう。

◎暴力団は、被害の届け出がな

いのをよいことに、犯罪を繰り返します。どんな小さな被害でも勇気を持って一一〇番しましょう。

◎飲酒運転、過労運転はやめましょう。
◎安全速度を守り、ムリな追い越しはやめましょう。
◎カーブでの運転は、スピードを落としましょう。

◎車の直前・直後の横断はやめましょう。
◎自転車の進路を変えたときは、正しく合図をしましょう。
◎二輪車は屋間でもライトをつけて運転しましょう。

——ドライバーはゆっくり運転早めな出発——

長男 明彦ちゃん
(2歳11か月)

大河内南・若村辰彦さんの

写真提供



みんなの健康

年末と年始の衛生業務

十二月下旬から一月上旬における衛生関係の業務を次のとおり行います。

◆ゴミ収集業務の休業

十二月三十日(火)から一月四日(日)まで

可燃物(あざぶ類) = 十二月二十六日(金)までは平常どおりに、二十九日(月)は臨時に町内全域

を対象に、また一月五日(月)からは平常どおり収集します。

不燃物・可燃物(紙、ビニール、プラスチック類) = 十二月二十四日(水)までに各区の搬出場所へ持ち出し、家庭の大掃除などで出るゴミは、十二月三十日(火)までに青江ゴミ埋立処理場へ直接搬入してください。

◆青江ゴミ埋立処理場の管理

は、職場の健康保険に入っている人すべてです。

被保険者(ここでは世帯主)は、保険税を収める義務を負い、一定水準の医療・医術を受ける権利を有します。保険税は、この制度を維持し運営するための基盤です。

被保険者となると、その身分証明のためにカードをもらいます。これは「国民健康保険被保険者証」——普通は保険証とよんでいます。世帯主에게発行され、お医者さんにかかるとき窓口に提出しなければなりません。そして、この保険証があることによってだれも平等にお医者さんにかかることができるわけです。保険証でなければ、そのときにかかった全体の費用の三割だけを自分で負担すればよいのです。これを一部負担す

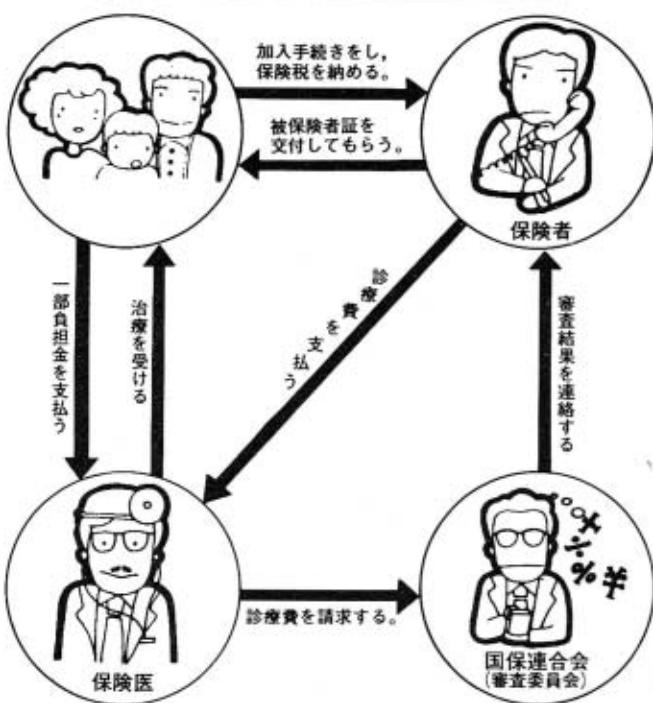
あなたと国保

No.2

問 国保はどんなしくみになっているのですか?

答 国保という医療保険の事業を運営する直接の主体は市や町や村です。これを保険者と呼びます。保険者はいわば医療を供給する側です。したがって、保険税を徴収する権利を持つことになります。保険税をだれから徴収するかというと、被保険者からです。被保険者となる人

私たちの国保はこんなしくみになっています



休業 = 十二月三十一日(水)から一月四日(日)までは処理場を閉門します。

◆ゴミ袋の取り扱い

十二月二十七日から一月四日までは取り扱いませんので、お早めにお求めください。

◆不用犬の引き取り

年末は十二月二十五日(木)で終わり、年始は一月八日(木)から始めます。

◆火葬場の使用手続き

年末・年始を問わず、隨時行います。

広域「火葬場」の供用開始

56年4月から

中部環境施設組合で建設中の広域「火葬場」は、今年夏期の異常気象により一部工程が遅れ、供用開始は五十六年四月に変更になりました。詳細については、決定したい旨報でお知らせいたします。

保険医とよび、全国ほとんどの医療機関がそうです。この保険証は、全国どこでも使用できます。

12月の保健衛生行事表

日曜日受付時間	行事名	場所	対象
5 金 10:00 ~ 15:00	保健相談	中央公民館 大海分館	一般希望者

アンケートの集計結果から



幼児の健康づくり

すか	①朝できる	18	13
すか	②朝できない	15	15
すか	③夕できる	3	32
すか	④夕できない	23	3
六	自分のことが自分ででき	1	37
八	健康づくりの具体的例と	6	3
三歳児では、バランスのとれ	遊ばせる	3	32
た食事に気を配っている。体で	ランニング	1	37
して	体操	6	3
三歳児では、バランスのとれ	走らせる	23	3
た食事に気を配っている。体で	早寝早起き	1	37
して	遊び	38	1
三歳児では、外	遊び	17	38
遊び	朝夕走る	38	1
乾布まきつ	冬も	17	38
半ズボン	自転車	38	1
乗り	薄着	17	38
とび	なわ	38	1
九	その他お気	17	38
づきのことについて	遊び	38	1

このことは、近年秋穂町の国保のレセプトの上位を占める歯科受診件数およびその費用額にもつながっていると思われます。これらのことを考えますとき、今この子らのために何をなすべきか、どこに問題があるかをみきわめる必要があります。

かんろくは腹を出すより汗を出せ

12 金 9:30 ~ 12:00	若妻学級	中央公民館	結婚してはじめ ての妊娠または
-------------------------------	------	-------	--------------------



がよくわかりました。

ちなみに、昭和五十五年度の秋穂町の三歳児歯科検診の状況をみますと、対象数一二八人のうち一二三人のお子さんがこの検診を受けられました。そのうち九一人七四%が、すでに虫歯に冒されていることがわかりました。

秋穂町の三歳児歯科検診の状況をみますと、対象数一二八人のうち一二三人のお子さんがこの検診を受けられました。そのうち九一人七四%が、すでに虫歯に冒されていることがわかりました。

児童公園が欲しい

すか	②気をつけていない	17	20
四	毎日朝食をとらせていま	28	20
すか	③ぬぎ着できない	15	0
一	毎朝とらせている	28	0
二	日々朝食をとらせていま	20	0
三	④遊びの片づけができる	18	28
四	③遊びの片づけができる	15	0
五	④遊びの片づけができる	18	28
六	③遊びの片づけができる	10	0
七	④遊びの片づけができる	13	10
八	①考えている	22	0
九	②考えていません	29	0

このほど、秋穂町健康づくり推進協議会委員の高木芳子先生から、秋穂町の幼稚園児および各保育園児、児童館児を対象に実施された、たくましい体と心豊かな秋穂っ子を育てるためのアンケートの集計表を、保健衛生課へ送っていただきました。今日はその中から、三歳児十三人と六歳児三十八人について、結果を発表いたします。その理由は、三歳児は幼児期を通じて最も心身の発達する時期であり、一個人格がかたちづけられる人間としての独立期でもあります。また健康づくりやしつけの面でも、その人の一生を左右するといわれるたいせつな時期であります。

また六歳児は、小学校入学前の飛躍的な時代を迎える、体力づくり、人間づくりと、親子ともども緊張感と期待感を新たにする時期であります。

◇ ◇ ◇
(上段は三歳児、下段は



大海豊年大漁踊り



老人クラブの作品展



民謡教室の皆さん



賢い選択、消費者学級

菊花展入賞者	菊
町長賞	富永 一久さん
議長賞	西村千代子さん
教育委員長賞	福田ウメ子さん
努力賞	大田 春子さん
公民館長賞	河野 安光さん
教育長賞	時藤 時子さん
公民館長賞	川口美智子さん
教育長賞	藤生千鶴子さん
公民館長賞	綾方 治郎さん
教育長賞	河野 恒雄さん
公民館長賞	藤生千鶴子さん
教育長賞	川口美智子さん
公民館長賞	綾方 治郎さん
教育長賞	河野 恒雄さん
公民館長賞	藤生千鶴子さん
教育長賞	川口美智子さん
公民館長賞	綾方 治郎さん

12月の学級・教室開催日

◎公民館の休館：毎週月曜日

日曜	中央公民館	大海分館
1(月)	社交ダンス	
2(火)	トレーニング・華道・剣道・青年団 ・よもう会	詩吟
3(水)	高齢者・絵画・詩吟・和裁・卓球	
4(木)	洋裁・民踊・居合道	謡曲
5(金)	トレーニング・青年団・民謡	
6(土)	英会話	
7(日)	卓球・年賀状版画教室	
8(月)		
9(火)	トレーニング・華道・剣道・秋小説 書会・青年団・家庭教育学級・栄改善 樂焼・絵画・詩吟・卓球	民踊 詩吟
10(水)	樂焼・絵画・詩吟・卓球	
11(木)	洋裁・民踊・居合道	
12(金)	トレーニング・青年団	
13(土)	英会話・紫陽花読書会	
14(日)	ギター・サッカースポ少(秋小)・卓 球・テニス	
15(月)	社交ダンス	
16(火)	トレーニング・華道・剣道・青年団	詩吟
17(水)	絵画・詩吟・和裁・卓球・消費者学級	
18(木)	洋裁・民踊・居合道	謡曲
19(金)	トレーニング・青年団・民謡	
20(土)	英会話	
21(日)	卓球・たこ作り講習会(秋穂)	
22(月)		
23(火)	トレーニング・華道・剣道・青年団 絵画・卓球・たこ作り講習会(大海)	民踊 詩吟
24(水)	洋裁・民踊・居合道	
25(木)	トレーニング・青年団・わら細工教 室(秋穂)	
26(金)	わら細工教室(大海) サッカースポ少(秋小)	詩吟 謡曲
27(土)		
28(日)		
29(月)		
30(火)		
31(水)	休館	



詩吟教室の皆さん

バザーのごちそうをつくる
栄養大学の皆さん

民踊同好会の皆さん



謡曲教室の皆さん

指揮者のもとで一体となつて演奏
する秋中プラスバンドの皆さん「人の心を結ぶ言葉」と題して
講演する下重暁子さん

恵まれない天候にめげず、こんなにすばらしい菊ができました。園芸クラブ

すばらしい旋律。戸田義明ピアノトリオ
コンサート

大道、お笑い講



赤崎神社十二の舞



郷土小史

(87)

はじめに

最近、祇園社所蔵の古文書類が現存していることを知った。今まで秋穂浦や祇園社についてこの小史でも述べたが、新規のことがわかり、訂正や補筆するところもある。

るので、その主要な文書について概要解説を加えながら紹介しようと思う。

古文書類は整理され、手製の渡紙袋に納めてあつた。

▽第一号＝慶長年中御判物等▽

第二号＝阿知須、大海浦海境▽第

三号＝海上縦合御判物▽第四号＝

正徳年中御判物▽第五号＝諸証文類▽第六号～第十三号ノ二まで

難波船書類（時代別に）▽第十四号＝煎海鼠等▽第十五号＝田畠図絵記録▽第十六号＝竹島山一件、藻取一件▽第十七号＝文政天保大風、百姓一揆、唐人船頭漂着一件

吉敷郡小郡宰判管内は、藩政時代以前には小俣庄、秋穂庄、潟上庄、櫛野庄、白松庄の五庄があつた。このうち小俣庄は台道で、ここに旦浦と大海浦も含まれた。

秋穂浦祇園社文書 ①

（1）

（2）

（3）

（4）

（5）

（6）

（7）

（8）

（9）

（10）

（11）

（12）

（13）

（14）

（15）

（16）

（17）

（18）

（19）

（20）

（21）

（22）

（23）

（24）

（25）

（26）

（27）

（28）

（29）

（30）

（31）

（32）

（33）

（34）

（35）

（36）

（37）

（38）

（39）

（40）

（41）

（42）

（43）

（44）

（45）

（46）

（47）

（48）

（49）

（50）

（51）

（52）

（53）

（54）

（55）

（56）

（57）

（58）

（59）

（60）

（61）

（62）

（63）

（64）

（65）

（66）

（67）

（68）

（69）

（70）

（71）

（72）

（73）

（74）

（75）

（76）

（77）

（78）

（79）

（80）

（81）

（82）

（83）

（84）

（85）

（86）

（87）

（88）

（89）

（90）

（91）

（92）

（93）

（94）

（95）

（96）

（97）

（98）

（99）

（100）

（101）

（102）

（103）

（104）

（105）

（106）

（107）

（108）

（109）

（110）

（111）

（112）

（113）

（114）

（115）

（116）

（117）

（118）

（119）

（120）

（121）

（122）

（123）

（124）

（125）

（126）

（127）

（128）

（129）

（130）

（131）

（132）

（133）

（134）

（135）

（136）

（137）

（138）

（139）

（140）

（141）

（142）

（143）

（144）

（145）

（146）

（147）

（148）

（149）

（150）

（151）

（152）

（153）

（154）

（155）

（156）

（157）

（158）

（159）

（160）

（161）

（162）

（163）

（164）

（165）

（166）

（167）

（168）

（169）

（170）

（171）

（172）

（173）

（174）

（175）

（176）

（177）

（178）

（179）

（180）

（181）

（182）

（183）

（184）

（185）

（186）

（187）

（188）

（189）

（190）

（191）

（192）

（193）

（194）

（195）

（196）

（197）

（198）

（199）

（200）

（201）

（202）

（203）

（204）

（205）

（206）

（207）

（208）

（209）

（210）

（211）

（212）

（213）

（214）

（215）

（216）

（217）

（218）

（219）

（220）

（221）

（222）

（223）

（224）

（225）

（226）

（227）

（228）

（229）

（230）

（231）

（232）

（233）

（234）

（235）

（236）

（237）

（238）

（239）

（240）

（241）

（242）

（243）

（244）

（245）

（246）

（247）

（248）

（249）

（250）

（251）

（252）

（253）

（254）

（255）

（256）

（257）

（258）

（259）

（260）

（261）

（262）

（263）

（264）

（265）

（266）

（267）

製造業の皆さん

昭和55年 工業統計調査 消費構造統計調査にご協力を

製造業の皆さん、本年も十二月三十一日現在で工業統計調査を実施します。

この調査は、製造業を営むすべての事業所を対象として、製造品の出荷額、原材料使用額、有形固定資産額などを調査し、工業の実態を明らかにすることを目的としています。

工業統計は、国や地方公共団体



はがき以外のはがきを年賀状として出されるときは、表面に「年賀」と赤書してください。



郵便番号は、赤わくの中へ黒か青ではっきりお書きください。

小包の差し出しは15日までに

十二月は膨大な量の小包が差し出されます。この小包をスマーズに処理するため万全の準備をしていますが、年賀状の受付が始まる十五日を過ぎますと業務がふくそうして、年内に配達できないこともありますので、遅くとも十二月十五日までにお出しください。

郵便物は、郵便番号で区分けを行っています。郵便番号が書かれているときは町内、県内、他府県に分け、十文字に束ねてお出しください。年末のように郵便物が大量の場合、特に郵便番号が威力を發揮します。

普通はがきは「年賀」と赤書
私製はがきや、お年玉つき年賀

12月1日は省エネルギーの日



「こたつ」厚手で大きめのこたつ掛けや、こたつ敷きで保温に心がけましょう。

毎月1日は
「省エネルギーの日」です

第1回秋穂町民テニス大会

大会でした。

成績は次のとおりです。

男子の部（ダブルス）

優勝

準優勝

女子の部（シングルス）

優勝

準優勝

岩本・山本組

米倉・松若組

小林陽子さん



調査員 松富三男
村本幾子

は、外部には絶対もらしませんので安心してご記入ください。

調査員

松富三男
村本幾子

版画教室を開きます

手づくりの心のこもった年賀状を出し、皆さんに喜んでもらうため十二月七日（日）に次の要領で教室を開催します。

日時 十二月七日午後一時から五時まで

場所 中央公民館

会費 一人六百円（版木
彫刻刀・バレン等材料費）

詳細については、公民館へお尋ねください。

夜間救急病院群輪番表

村田博愛病院 三田尻一丁目1~24 (TEL 22-2310)	中原病院 緑町一丁目7~61 (TEL 22-3145)
三田尻病院 お茶屋町3~27 (TEL 22-1110)	松本外科病院 天神二丁目1~44 (TEL 22-1409)

(いずれも防府市)

月 日	12月		1月	
	曜日	病院名	曜日	病院名
1日	月	三田尻	木	中原
2日	火	松	金	中原
3日	水	村	土	中原
4日	木	中	日	原尻
5日	金	三	月	木原
6日	土	田	火	木原
7日	日	原	水	木原
8日	月	尻	木	木原
9日	火	本	金	木原
10日	水	田	土	木原
11日	木	原	日	木原
12日	金	尻	月	木原
13日	土	本	火	木原
14日	日	田	水	木原
15日	月	原	木	木原
16日	火	尻	金	木原
17日	水	本	土	木原
18日	木	田	日	木原
19日	金	原	月	木原
20日	土	尻	火	木原
21日	日	本	水	木原
22日	月	田	木	木原
23日	火	原	金	木原
24日	水	尻	土	木原
25日	木	本	日	木原
26日	金	田	月	木原
27日	土	原	火	木原
28日	日	尻	水	木原
29日	月	本	木	木原
30日	火	田	金	木原
31日	水	原	土	木原

お知らせ&イベント案内

正月用のしめ飾りをつくりませんか

わら細工伝承教室

正月のしめ飾りつくりの講習会を、秋穂伝承グループの皆さんのが指導で開催します。チビッ子の皆さんの多数の参加をお待ちします。

日時 十二月二十六日(土)秋穂、午前十時から午後三時まで

場所 秋穂中央公民館 大海

集合 出発 午前八時 午前八時三十分

距離 約五キロメートル

星食は各自持参してください。
詳細については、子ども会育成会長さんとご連絡いたします。

幸多い年であることを祈念し、併せて健康な体づくりを目指して恒例の初もうでマラソン大会を、来年一月一日に次の要領で実施する予定です。町民の皆様の多数のご参加をお待ちします。

1月1日に実施

元日正八幡宮参拝 マラソン大会

たこ作り講習会を開催

優勝
準優勝

木原製作所
ウインターズ

澄みわたった
秋空の十一月九日(日)二十三時

チームが参加して、第九回町長旗争奪ソフトボ

ール大会を開催しました。

今年の大会から新調された優

勝旗を目指して、各チームとも日々の練習の成

果を發揮し、熱戦を開きました。大会結果は

次のとおりです。

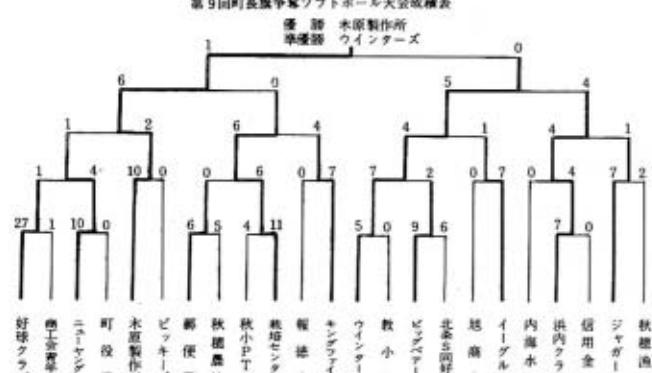
各チームとも日々の練習の成

果を發揮し、熱戦を開きました。大会結果は

次のとおりです。

第9回町長旗争奪
ソフトボール大会終る

第9回町長旗争奪ソフトボール大会成績表



保育園園児を募集

五十六年度の保育園および児童館の入園募集を、次の要領で行います。入園を希望される児童の保護者は、受付期間中に申請してください。

募集人員および年齢

秋穂保育園九十人	二歳～五歳
大海保育園八十五人	二歳～五歳

黒瀬保育所五十五人	四歳～五歳
秋穂児童館五十人	四歳～五歳

入所についての注意

●入所は各保育園の募集人員までです。募集人員を超える申し込みがあったときは、保育に欠ける度合の高い順に入園者を決めます。したがって、希望する保育園に入園できない場合もあります。

●二歳児は秋穂保育園と大海保育園で保育を行いますが、両保育園

とも、おおむね六人程度募集します。

保育園への入園資格

次のいずれかに該当し、家庭での保育が困難な児童

(1)共働きなどで、母親が日中自宅外で労働するため

(2)母親が内職など、家事以外の労働をするため

(3)母親がいないため

(4)母親が出産の前後や病気のため

(5)家庭内に病人があるため

(6)自宅が災害に遭い、その復旧作業に従事するため

(7)前記のほか、保育に欠けると町長等が認めるもの

●入所理由を尋ねることもありますので、必ず保護者がおいでください。

●現在入所児で、五十六年度も引き続き入所を希望されるかたは、各保育所で申請書を受け取ってください。

●持参するもの

印鑑、源泉徴収票、保育に欠ける事実を証明する書類（内職證明書や医師の診断書など）

ご不明な点は、保育所については町民課（有二三二一）、児童館は町民課（有二三二一）、秋穂児童館については社会福祉協議会（有二三八一）へお尋ねください。

応募方法

受付期間 五十六年一月六日から十四日まで

（月）から一月十四日（水）まで、役場大海支所

▽秋穂側 五十六年一月十九日（月）から一月二十四日（土）ま

者と同居している幼児

●入園許可通知 教育委員会は、二月十四日までに、幼稚園入園許可通知書を保護者に送付します。

町立東幼稚園の五十六年度園児を、次の要領により募集します。

募集人員 四歳児 二十人
入園資格
①昭和五十一年四月二日から昭和五十二年四月一日までの間に出生した幼児
②秋穂町内に住所を定める保護

東幼稚園園児の募集



で、町役場町民課

※児童館を希望されるかたは、

社会福祉協議会で受付します。

◎時間はいずれも、午前九時三十分から午後三時まで。ただし、土曜日は午前中。

●受付についての注意

①入園申請書は受付場所に備えています。

●持参するもの

印鑑、源泉徴収票、保育に欠け

る事実を証明する書類（内職證明書や医師の診断書など）

昔は、大晦日といえば、一

年中でもっともあわただしい

日でした。

俳人一茶の句に、おみそ

か 梅見ているを そしらる

る。というのがあります。ま

た、「徒然草（つれづれぐ

さ）」にも、人の門たたき、走

りありき、何事にかあらんこ

とごとし、ののしり、足を空

にまどわせ。と大晦日の町を

描写したところがあります。

最近でも、商店街などをは

歳時

大晦日

で、新年がよい年でありますように。



ばの店もけつこう繁盛すると

か。

それに、大晦日といえば、

夜の十二時を期して百八つ

の煩惱（ぼんのう）を除去し、

新しい光明の年を迎えるこの行事は、江戸時代に始まつたものといわれています。

最近では、除夜の鐘をテレ

ビできく家庭が多くなつてい

るということで、年の瀬の風

物詩も世につれて変わつてき



山口県食料品製造業の最低賃金が改正

最低賃金 一日二千九百二十三円

時間給の場合は、一時間三百六十六円。

ただし、手作業による袋詰め、レフタルはりもしくはびん洗い、清掃またはかたづけの業務に主として従事する人については、一千二千八百十円（時間給の場合は、一時間三百五十二円）

山口県織維産業の最低賃金が改正

最低賃金 一日二千九百二十一円。

時間給の場合は、一時間三百六十六円。

ただし、雇い入れ後六か月未満の人、糸切り、ラベルはり、袋入れ、検査に伴う耳切りもしくは汚れ落しまたは折畳みの業務に主として従事する人については、一日二千七百七十六円（時間給の場合は、一時間三百四十七円）

はなりました。

中小企業季節資金（年末分）の融資

融資対象 次のいずれかに該当する者（地主）と耕作者（小作人）双方

昭和四十五年九月三十日以前に契約された農地の貸貸借契約（小作契約）については、小作料が統制されていましたが、昭和五十五年九月三十日で、この制度がなくなりました。

今度は、農業委員会で定めてい

る標準小作料をもとに、土地所有

する中小企業者および組合の①年末増加仕入資金を必要とするもの
②年末諸決済資金を必要とするもの
③年末ボーナス支給資金を必要とするもの

指定した業種などは七百万円）、組合三千万円

融資用途 運転資金

融資限度額 五百萬円（知事が

融資期間 債権方法 原則として一括償還

融資利率 年七・六割

取扱期間 六か月以内

申込先 山口銀行、吉南信用金庫など

融資期間 十二月三十日まで

融資利率 年七・六割

取扱期間 六か月以内

申込先 山口銀行、吉南信用金庫など

する方の話し合いで小作料を決めていたり、金額を農業委員会に通知していただることになります。

しかし、今年の小作料は従来どおりの金額を納めることになつてあります。なお、このことによつて小作権が消滅するわけではありませんのでご注意ください。

また、昭和四十五年十月一日以後に契約された十年以上の期間の定めのある小作契約については、

期間満了の日から六か月前までに契約の更新をしない旨を相手がたに通知しておけば、期間満了の日で契約は終了し農地は返ります。

しかし、その通知を忘れてしなかつた場合は、いままでの小作地と同様、期限の定めのない小作契約となりますのでご注意ください。

詳しいことは、農業委員会事務局（有線二三六二）にお問い合わせください。

役場執務時間の変更

昭和四十五年九月三十日までは、次とのおり執務時間が変更になります。

平日 午前九時から午後四時四十五分まで

土曜日 午前九時から正午まで

ご冥福を祈ります
(敬称略)

12・1月(予定)の休日診療医院 (吉南医師会)

時間：9時から18時まで

日	内科Ⅰ	電話	内科Ⅱ	電話	外科	電話
12月7(日)	小郡・上郷医院	08397-②-0916	阿知須・新井医院	083665-2048	秋穂・吉武医院	2330
14(日)	ク第一病院	ク ②-0333	秋穂・三河内医院	2711	小郡・第一病院	08397-②-0333
21(日)	ク林病院	ク ②-0411	阿知須・佐藤医院	083665-2126	ク 林病院	ク ②-0411
28(日)	ク田中内科	ク ②-2325	ク 共立病院	ク 2200	阿知須・共立病院	083665-2200
29(月)	嘉川・徳田医院	083989-2512	ク 賀屋医院	083987-2033	小郡・嘉村外科	08397②-2513
30(火)	小郡・河端内科	08397-②-3820	ク 村田医院	083989-2510	鉢巻司・相川医院	083986-2177
31(水)	ク林病院	ク ②-0411	ク 佐藤医院	083665-2126	小郡・村田外科	08397②-7100
1月1(祝)	ク第一病院	ク ②-0333	ク 賀屋医院	083987-2033	ク 第一病院	ク ②-0333
2(金)	上郷医院	ク ②-0916	ク 共立病院	083665-2200	ク 小川整形外科	ク ②-2887
3(土)	池田医院	ク ②-1002	ク 村田医院	083989-2510	阿知須・同仁病院	083665-2130
4(日)	岡村医院	ク ③-2053	ク 藤井医院	083987-2002	小郡・村田外科	08397②-7100

今月の心配ごと相談日 10日(水)大海分館・19日(金)老人福祉センター

町の人口

<前月対比>

人口	9,356人	+ 8
男	4,473人	- 3
女	4,883人	+ 11
世帯数	2,479	+ 5

<住民基本台帳 11月1日現在>